

六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護と当通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を利用していただき、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的に、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語療法士その他リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者及び連帯保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

2. 施設の職員体制及び定員

別紙2 六ヶ所村介護老人保健施設 ニッコウキスゲ 運営概要のとおりです。

3. サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

② 食事 昼食 12時00分～13時00分

*食事は利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮して提供いたします。

③ 口腔ケア（食事後は利用者の状態に合わせた口腔ケアを行います。また、歯科医院と連携し充実したケアに努めます。）

④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑤ 医学的管理・看護

⑥ 介護

⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑧ 相談援助サービス

⑨ 行政手続き代行

⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

4. 利用負担額等について

介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

施設利用料・その他の料金及び支払方法については別紙1のとおりです。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名称 北部上北広域事務組合 公立野辺地病院

・住所 青森県上北郡野辺地町鳴沢9番地12

・名称 六ヶ所村地域家庭医療センター（歯科）

・住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附986番地4

6. 緊急時や事故発生への対応

サービスの提供中に事故（火災・食中毒・職員の過失による転倒等）が発生した場合は、利用者に対し応急処置、施設医師の医学的判断により医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、連帯保証人（「書類等送付先及び緊急時連絡先届出書」）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を説明し再発を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護（介護予防）サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。（当事業所は病院賠償責任保険に加入しています。）

（災害対策）

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常誘導等他

・防災訓練 年2回実施

7. サービス提供に伴うリスクについて

快適なサービス提供のため安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、別紙利用時のリスク説明書に記載される種々の危険性が伴うことについて、職員の説明後、利用時のリスク説明書で同意を得たものと致します。

8. 所持金、貴重品の管理について

自己管理の可能な利用者においても、常識を超える高額な金品の持ち込みはお断り申し上げます。

万が一、自己管理の金品が紛失等した場合は、施設は一切責任を負いませんのでご理解の程宜しくお願い致します。

9. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) 0175 - 73 - 7200 担当者：支援相談員、介護支援専門員

10. 秘密の保持

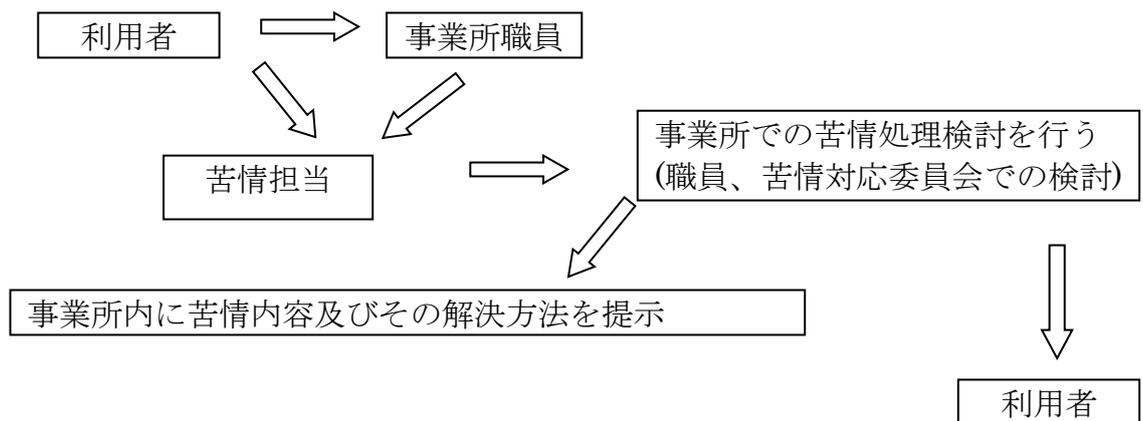
施設の職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人等に関する秘密を、いかなる場合も第三者に漏らしません。但し、情報提供に関して施設は利用者及び連帯保証人から予め別紙3個人情報利用同意書の提出を得た上で行うこととします。

11. 要望及び苦情等の相談

施設サービスの責任者として看護師長が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、看護師長にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

連絡先(電話) 0175 - 73 - 7200

苦情解決フロー図



当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

ア. 六ヶ所村 福祉課 0175-72-2111

イ. 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336